

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

総括係長制度の運用について（通達）
見出しのことについては、次のとおりとしたので、適正かつ効果的な運用に配意し、実効が上がるよう努められたい。
なお、総括係長制度の運用について（平成28年3月14日付け群務第252号通達）は、廃止する。

記

- 1 目的
- 階級構成是正に伴う同一係等への警部補の複数配置により生じた指揮命令系統の混乱等の諸問題を解決するため、平成12年から総括係長制度を運用してきたところであるが、総括係長の他の警部補に対する指揮命令権をより明確にし、業務の円滑な遂行を確保するものである。
- 2 開始日
- 令和8年3月27日（金）
- 3 配置の基準及び任務
- 警察署の係の担任に、次により配置する。

配 置 の 基 準	任 務
一つの担任に警部補が複数配置されている場合（警部補の階級にある課長代理が配置されている課を除く。）	担任を同じくする他の警部補に対する業務遂行上の指揮命令

- 4 運用上の留意事項
- (1) 総括係長には、本制度により前記3の範囲における指揮命令権を付与するものであり、同一階級の者に対する身上監督権まで付与するものではない。
- (2) 総括係長は、自らも職務執行における中心的な役割を担うものであり、警部補としての職務の範囲及び責任並びに実働力の中核たる警部補の位置付けに変化を来すものではない。
- (3) 総括係長の指揮命令を受けることとなる他の警部補は、警部補としての職務を行いながら、総括係長の指揮命令に積極的に服し、業務の効率的な推進並びに部下職員の指導監督及び教養に当たるものとする。
- 5 総括係長の指定
- (1) 指定

実務能力、勤務成績等を勘案し、総括係長としての適正を有する者を警察本部長が指定する。

(2) 指定の解除

ア 総括係長として指定された者が人事異動した場合又は総括係長としてふさわしくないと認められる事由が生じた場合は、指定を解除するものとする。

イ その他特別な事由が生じた場合は、警務部警務課長と個別に協議するものとする。

6 呼称等

総括係長の位置付けを明確にするため、呼称を「総括係長（又は総括）」に統一するとともに、職務上使用する名刺には、群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号）に規定する作成例の職の欄に〇〇課総括〇〇係長（例：刑事第一課総括総務係長）と明示するものとする。

7 その他

総括係長の配置のない所属にあっては、参考とすること。

本件担当：警務課企画係

警 電：2631、2632